平成３０年１２月オレンジ勉強会

民法改正（自筆証書遺言の方式緩和と保管制度）について

平成３０年１２月１０日
弁護士　根本　晃

第１　自筆証書遺言の方式緩和について

１　改正法の公布・施行時期

（１）　公布
２０１８年7月１３日（同月６日成立）

（２）　施行日
２０１９年1月１３日

※法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「遺言書保管法」といいます。）の施行期日は，施行期日を定める政令において２０２０年７月１０日（金）と定められています。

２　改正の概要

（１）　現行法

遺言書の全文を自書する必要があります。

そのため，特に，財産が多数ある場合には，財産目録作成の負担が大きいとされていました。

（２）　改正法

自書によらない財産目録の添付が可能になります（方式の緩和）。

→自筆証書遺言に，パソコン等で作成した目録を添付したり，銀行の預金通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりすることにより遺言を作成することができます。なお，自書によらない目録を添付する場合には，目録の全頁に署名・押印をする必要があります。

＜条文＞（２項の新設，現行法の２項は３項に繰り下げ）

（自筆証書遺言）

第九百六十八条　自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

３　自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

第２　自筆証書遺言の保管制度

１　概要

自筆証書遺言について，所定の手数料を納めることにより，法務局における保管が可能になります。

２　施行時期

２０２０年７月１０日

３　現行制度の問題点

自筆証書遺言は，遺言者の家の引き出しや金庫等に保管されることが多く，作成後に偽造されたり，紛失してしまう可能性があるという問題点があります。

４　保管制度の概要

（１）　対象

自筆証書遺言であって，封のされていない法務省令で定める様式に従って作成されたもの（遺言書保管法第４条第２項）。

（２）　保管者

法務局のうち法務大臣の指定する法務局（遺言書保管所）において，遺言書保管官として指定された法務事務官（第２条，第３条）。

（３）　申請先

遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所の遺言書保管官（第４条第３項）。

（４）　申請方法

遺言者が遺言書保管所に自ら出頭して行わなければなりません。その際，遺言書保管官は，申請人が本人であるかどうかの確認をします（第４条第６項，第５条）。

（５）　保管方法（遺言書保管官による遺言書の保管及び情報の管理）

保管の申請がされた遺言書について，遺言書保管官が，遺言書保管所の施設内において原本を保管するとともに，その画像情報等の遺言書に係る情報を管理することとなります（第６条第１項，第７条第１項）。

（６）　保管されている遺言書の閲覧，保管の申請の撤回

遺言者は，保管されている遺言書について，その閲覧を請求することができ，また，遺言書の保管の申請を撤回することができます（第６条，第８条）。保管の申請が撤回されると，遺言書保管官は，遺言者に遺言書を返還するとともに遺言書に係る情報を消去します（第８条第４項）。

遺言者の生存中は，遺言者以外の方は，遺言書の閲覧等を行うことはできません。

（７） 遺言書の保管の有無の照会及び相続人等による証明書の請求等

特定の死亡している者について，自己（請求者）が相続人，受遺者等となっている遺言書（関係遺言書）が遺言書保管所に保管されているかどうかを証明した書面（遺言書保管事実証明書）の交付を請求することができます（第１０条）。

遺言者の相続人，受遺者等は，遺言者の死亡後，遺言書の画像情報等を用いた証明書（遺言書情報証明書）の交付請求及び遺言書原本の閲覧請求をすることができます（第９条）。

遺言書保管官は，遺言書情報証明書を交付し又は相続人等に遺言書の閲覧をさせたときは，速やかに，当該遺言書を保管している旨を遺言者の相続人，受遺者及び遺言執行者に通知します（第９条第５項）。

（８） 遺言書の検認の適用除外

遺言書保管所に保管されている遺言書については， 遺言書の検認（民法第１００４条第１項）の規定は，適用されません（第１１条）。

（９） 手数料

遺言書の保管の申請，遺言書の閲覧請求，遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付の請求をするには，手数料を納める必要があります。（第１２条）

第３　自筆証書遺言の保管制度施行後における自筆証書遺言と公正証書遺言の利用

自筆証書遺言の保管制度が施行され，同制度を利用すれば，紛失や遺言者以外の者による偽造といった保管による弊害を防ぐことができます。

もっとも，保管制度は，既に作成された自筆証書遺言を保管するものであり，作成時における遺言者の判断能力などについて保証するものではないため，遺言自体の有効性について問題になる可能性は残ります。

他方，公正証書遺言の作成においては，公証人や２名の証人が立ち会うため，作成時に遺言者がどの程度の判断能力を備えていたかについて，後に証言できる人を確保でき，遺言の有効性について争われる可能性を抑えることができます。

第４　遺言の作成について弁護士に相談・依頼するメリット

自筆証書遺言の作成においても，法律に則った方式で作成しなければ無効となる可能性がありますので，弁護士に相談しながら作成することで安心して遺言を作成することができます。

また，自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを作成するかに関わらず，相続人の遺留分を侵害していないかどうかなど，後に相続人との無用な争いを生み出さないように，内容について法的に問題がないか慎重に検討することができます。

以上